

2017.2.1

中国風険消息＜中国関連リスク情報＞＜2016 No.6＞

「中国風険消息＜中国関連リスク情報＞」は、中国に拠点をお持ちの企業の皆様にお届けするリスク情報誌です。中国における種々のリスク（火災等の事故、自然災害、法令違反、情報漏えい、労務リスク等）について、時節に応じた話題や、社会の関心が高いトピックを取り上げて解説しています。

危険化学品の管理方案について

1. はじめに

2016年11月29日、中国国務院（日本の内閣に相当）は「危険化学品安全総合管理方案」（以下、方案と言います。）を発表しました。これは、2015年8月に天津市で起きた危険化学品倉庫での大規模な爆発（※）を教訓として、再発防止の目的も踏まえて策定された方案です。

方案の実施スケジュールは、2016年12月から2019年11月となっています。このうち2017年から2018年3月にかけて、各部（日本の各省に相当）や地方政府等が具体的な施策を実行に移す計画で、これに伴って各種の法改正や運用の変更が考えられます。本稿では、方案を概観すると共に、危険化学品の安全管理に関わる現行法令にもふれながら、危険化学品の生産、貯蔵、使用、輸送を行う企業への影響を考察します。

※天津爆発事故

死亡者165名、行方不明者8名を生じさせた爆発事故。ニトロセルロースが管理不備により自然発火し、硝酸アンモニウムや硝酸カリウム等の危険化学品に延焼、激しい爆発を引き起こした事故。爆発の規模は、TNT火薬430トン相当とされる。

（詳細は、弊社の『風険快報』2016年2月10日発行号をご参照下さい。）

2. 危険化学品安全総合管理方案

(1) 目標

方案は、主に以下の5つを定性的な目標として掲げています。

- ・危険化学品を取扱う各業種のリスクや重大な危険源を把握する。
- ・人口密集地の危険化学品企業の移転を全面的に実施する。
- ・危険化学品の情報に関わる共有体制を確立する。
- ・危険化学品の安全監督体制の改善を図ると共に、関連法令の完備を進める。
- ・応急救援能力や安全保障水準を向上させ、重大な危険化学品事故への対応力を高める。

(2) 方案の実施内容

方案は、40の実施方針・措置が示され、それらが10のカテゴリーに整理されています。以下に、カテゴリー毎に主なポイントを述べます。

① リスクや重大な危険源の洗出し

- ・ 危険化学品のリスクの観点で業種分類を行い公開する。分類に当たり、生産、貯蔵、使用、運送、廃棄等の事業領域や、物流園区、港湾、空港等の地理的領域を示す。
- ・ 重大な危険源を整理の上、データベース化し、重大事故の防止対策に活用する。

② 重大事故の防止対策

- ・ 天津爆発の原因物質の一つとされる硝酸アンモニウム等の特に危険性の高い化学品を対象に、「高危険化学品目録」として整理する。
- ・ 化学工業園区、大型のタンク施設のある地域のリスクを評価（定量評価、分類分け）し、安全、環境、応急等に関わる対応策を図る。
- ・ 監督責任主体が重大な危険源の重点管理を行うと共に、関係者間で情報共有を行う仕組みを作る。
- ・ 人口密集地で危険化学品を生産する企業を特定し、閉鎖や移転に向けた施策を実行する。
- ・ 危険化学品の物流に関して、梱包、荷積み、輸送の法令（法律、国家標準等）に基づく管理を求める。また、危険化学品を扱う物流企業の新規参入基準を高める。

③ 当局の安全監督体制の完備

- ・ 危険化学品安全管理条例（後述）における監督体制や方法を具体化しつつ、政府の安全監督責任体制を改善する。
- ・ 主管部門（各省や地方政府等）の監督責任をさらに明確にし、法令に準拠した安全監督を厳格化する。

④ 法令に基づいた安全管理の強化

- ・ 安全監督に特化した法律の整備を行うと共に、法体系の改善を図る。危険貨物の道路運輸条例（中華人民共和国道路運輸条例）の改正を検討する。
- ・ 危険化学品の安全管理標準の全国的統一化を行い、中央と地方が協調した安全管理体制を整備する。
- ・ 化学工業園区、化学工業企業、危険化学品貯蔵所等と外部との保安距離、及び内部の安全配置に関わる標準を整備する。

⑤ 計画配置と参入基準

- ・ 都市計画や土地開発において、危険化学品企業の安全な配置を主導する。
- ・ 危険化学品企業の安全生産、環境保護、保安距離の確保を厳格化する。
- ・ 危険化学品生産企業の化学工業園区以外への新規参入を禁止し、生産に関わる要求事項を拡げる。
- ・ 生産、貯蔵等の建物、設備等に関わる法令を厳格化すると共に、設計、施行の品質監督

を強化する。

⑥ 法令に基づく企業責任の明確化

- ・ 施行後 3 年経過した法律法規の効果検証と見直しを行う。定期的に法律法規の是正を行うと共に、企業への周知を徹底し、安全生産の意識を向上させる。
- ・ 危険特性や処置方法を含めた安全技術説明書・安全ラベルの付与を促す。
- ・ 安全装置の装着や消防設備の開発・配置などを通じて、設備技術面の安全施策を推進する。
- ・ 業種特性を踏まえた安全生産の標準化を継続的に推奨し、安全生産責任の履行を促す。
- ・ 法令に基づく検査の内容や基準を完備し、検査の専門性・精密性・有効性を向上させると共に、処罰を強化し社会に公開する。
- ・ 事故を起こした企業の代表者・所有者・主要責任者及び管理者等への責任追及を強化し、企業による責任履行を徹底する。
- ・ 各地で、信用情報体制として「ブラックリスト制度」を整備して公開する。

⑦ 安全保障力の向上

- ・ 安全監督機関や監督者の能力の育成、検査設備の配置などの体制を作る。
- ・ 業界団体や専門機関の協力により、監督水準及び監督効果の向上を図る。
- ・ 安全評価や環境影響評価を行う第三者の専門審査機関への監督を厳格化する。
- ・ 海外の経験に学び大事故の防止に努めると共に、国際安全標準を化学工業企業に勧める。

⑧ 危険化学品の安全管理情報網の構築

- ・ 危険化学品の登録推進を通じて、全国の危険化学品企業情報データベースを構築し、政府関係者間の共有を実現する。
- ・ 国家危険化学品公共安全サービスシステムを構築し、登録された危険化学品情報を公開する。

⑨ 緊急時対応体制の強化

- ・ 危険化学品の事故通知や応急処置等の緊急時対応の規則を整備する。
- ・ 応急救援体制の整備資金を、地方政府に配分して体制整備を進める。
- ・ 危険化学品の応急処置能力向上のための標準を策定し、救援隊の指揮、装備の配置、訓練を規範化する。
- ・ 応急救援訓練基地の建設により、救援隊の配置や装備の合理化、救援物資の保管や調達体制の完備等により、応急処置能力を向上させる。
- ・ 危険化学品の生産・経営企業に対し、緊急時対応能力の強化を促す。

⑩ 安全教育と人材育成

- ・ 生産企業や化学工業園区が、定期的に多様な方式で教育・周知活動を行い、安全意識と危険化学品に対する知識を向上させるよう促す。

- ・ 化学業界の人材育成について、高度な知識を持つ人材の育成や安全教育の IT 化を推進し、化学業界の安全管理者の教育を強化する。
- ・ 生産設備・貯蔵施設の従業員技能レベルを確保させる。高い安全意識・ハイレベルな技術を持つ従業員を育成するよう促す。

3. 方案の意義と予想される影響

方案は天津爆発事故の再発防止が契機になっていますが、根底にある趣旨・目的は以下の 3 つであるとされています。今後は、この趣旨・目的を現実のものとするための地方政府等の動きに留意が必要です。

- ✓ 危険化学品に関わる総合的な安全対策の強化
- ✓ 危険化学品に関わる特別重大事故の防止
- ✓ 市民の生命・財産の安全確保

一方、中国では、2011 年に危険化学品安全管理条例が改正施行されています。この条例でいう危険化学品は、毒害、腐食、爆発、燃焼、助燃等の性質により人体、施設、環境に影響を与える化学品を指します。危険化学品の生産、貯蔵、使用、経営、輸送に従事する企業等は、この条例に従い安全管理の責務を負い当局が監督を行うことになっています。

危険化学品の関連法令は、本条例を中心に、生産・貯蔵・経営等の許可、危険化学品の登録、環境管理、建設等に関わる細則が定められています。方案が既存の法令や当局の実際の運用に及ぼす具体的影響は現段階では不明ですが、少なくとも以下の 4 つの動向が予想されます。

(1) 高危険化学品の指定

方案には、特に危険性の高い化学品を対象にした新たな目録整備が盛り込まれています。現在は、危険化学品安全管理条例に基づき「危険化学品目録」が公布されています。2015 年版では、約 2800 の危険化学品が明示されていますが、危険品化学品の危険性（例えば爆発危険等）の度合いは明確ではないため、改善を図るものと考えられます。

危険化学品目録に記載されている最終製品或いは中間製品の生産に従事する企業は、安全生産許可証の取得が必要です。これは、危険化学品を使用して生産に従事し使用量が規定数量に達している化工企業、貯蔵や保管を含む経営（事業）を行う企業も同様です。また、生産企業では、この目録に記載された危険化学品を竣工検収前に申請、登録する義務を負っており、輸入企業でも初回輸入の前に同様の義務を負います。今後、新たな目録をベースとした法改正が見込まれ、認可取得のための諸条件が再整備される可能性が考えられます。

(2) 事業立地場所

方案の目標で、人口密集地の危険化学品企業の移転を全面的に実施することが明記されています。また、方案の実施内容に、化学工業園区以外の地域への生産企業の新規参入禁止があり、地域社会との保安距離の確保を重視していることが読み取れます。

事業立地について、現行法令においても、危険化学品の生産拠点や重大な危険源（後述）を構成する貯蔵場所は、特定の施設から関連規定で定められた距離の確保が求められています。特定の施

設には、学校、病院、飲用水源、駅、港等の他に居住区や商業施設が含まれていますので、現段階でも人口密集地で事業を開始することは難しい決まりになっています。このため、移転を迫られる企業は多くないものと思われますが、今後、関連規定の保安距離や制限区域の見直しの可能性には留意が必要です。

(3) 重大な危険源の管理

方案の目標、実施内容において、重大危険源という表現が多く用いられています。危険品安全管理条例には重大危険源の定義があり、生産、貯蔵、使用或いは運搬し、かつ危険化学品の数量が規定数量と等しいか超過している場所や施設のことを意味しています。

当局が重大危険源の管理を強化するためには、数量の把握が欠かせないため、危険品の登録制度が適切に運用される必要性が生じてきます。現行の登録制度（危険化学品登録管理弁法）では生産企業と輸入企業に登録義務が課せられ、貯蔵を行う企業にも法令上の義務が生じています。企業においては、危険化学品の数量管理及び漏れなく登録、届出を行う体制整備について、今一度、法令順守を徹底する必要があります。

(4) 監督の見直し

危険化学品安全管理条例では、主管責任を負う地方政府等が企業の監督を行い、立入り検査、潜在的危険の除去命令、法令違反に際しての差し押さえ、是正・改善命令の措置をとることができることになっています。しかしながら、監督の具体的な方法についての明示は無いことから、追って明文化を行う方針としています。

方案の基本的な考え方として、事業活動の危険性に応じたメリハリの利いた対策を講じる姿勢が見て取れます。前述した高危険化学品、重大な危険源、立地場所（保安距離）等を総合的に勘案した、濃淡のある監督手法の具体化が検討され、地方政府等により実行に移されるものと思われます。

4. おわりに

天津爆発事故以降、当局の監督や指導が厳しくなったという話を聞くことがあります。先日も、危険化学品を保管する物流拠点に対する監督や指導が厳しくなり、特定の地域への拠点集約が進められているという話題に接したところです。既に、各方面で危険化学品の監督を強める動向が見られる中で、更に規制や運用が厳格になるのかどうかの見直しは定かではありませんが、危険化学品を扱う企業としては引続き今後の動向を注視していくと共に、方案の制定を契機に自社の安全管理体制の見直しや強化を図っていくことが求められるといえます。

執筆: インターリスク上海

諮詢部 高級経理 石川智則

諮詢部 主管 陳 争強

株式会社インターリスク総研は、MS&AD インシュアランスグループに属する、リスクマネジメントに関する調査研究およびコンサルティングを行う専門会社です。中国進出企業さま向けのコンサルティング・セミナー等についてのお問い合わせ・お申込み等は、下記の弊社お問い合わせ先、または、お近くの三井住友海上、あいおいニッセイ同和損保の各社営業担当までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 ㈱インターリスク総研 総合企画部 国際業務チーム
TEL. 03-5296-8920 <http://www.irric.co.jp/>

瑛得管理諮詢（上海）は、中国 上海に設立されたMS & ADインシュアランスグループに属するリスクマネジメント会社であり、お客様の工場・倉庫等へのリスク調査や、BCP策定等の各種リスクコンサルティングサービスを提供させて頂いております。お問い合わせ・お申し込み等は、下記の弊社お問い合わせ先までお気軽にお寄せ下さい。

お問い合わせ先 瑛得管理諮詢（上海）有限公司（日本語表記：インターリスク上海）
上海市浦東新区陸家嘴環路 1000 号 恒生銀行大廈 14 楼 23 室
TEL:+86-(0) 21-6841-0611（代表）

本誌は、マスコミ報道など公開されている情報に基づいて作成しております。

また、本誌は、読者の方々および読者の方々が所属する組織のリスクマネジメントの取組みに役立てていただくことを目的としたものであり、事案そのものに対する批評その他を意図しているものではありません。

不許複製／Copyright 株式会社インターリスク総研 2017